

別表第2(第3条関係)

助成金等の交付基準

助成金等の名称	対象地域	助成対象経費	交付要件		助成金等補助率	申請毎の 限度額	事業所毎 の限度額	申請期間
			対象業種	その他要件				
企業立地 助成金	特定地域 (※)	土地の取得費	別表第1に定める業種のうち、その他勝山市の観光振興に寄与する業種	投下固定資産総額5,000万円以上	対象経費の20%以内	1億円	10億円	操業開始後2年以内
	特定地域 外	(1)土地の取得費 (2)工場等の建設費 (3)土地の造成費 (4)償却資産の取得費及び設置費 (5)空き工場等の取得(賃借費は対象外)及び工場等の改修に要した経費	別表第1に定める業種(その他勝山市の観光振興に寄与する業種を除く。)		(1)土地、工場等の建設費(空き工場等の取得費を含む。)については、対象経費の20%以内 (2)土地の造成費、償却資産の取得費及び空き工場等の改修費については対象経費の10%以内			
雇用促進 助成金	特定地域 外		企業立地助成金の該当事業者		新規雇用者1人につき 50万円	5千万円		

※令和2年度から令和3年度までの間に勝山市土地開発公社が取得及び造成した土地(荒土町新保及び松ヶ崎地係に限る。)